

○伊根町議会傍聴規則

平成27年12月24日議会規則第2号

伊根町議会傍聴規則

伊根町議会傍聴規則（昭和62年伊根町議会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人員）

第3条 議長は、適宜傍聴人員を制限することができる。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1） 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2） 酒気を帯びていると認められる者
- （3） 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- （1） 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2） 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てしないこと。

- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。